

県立高等学校通学区域に関する規則

(昭和49. 8. 23教育委員会規則第9号)

(趣旨)

第1条 この規則は、県立の高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(学区)

第2条 全日制の課程の普通科の学区は、千葉県立千葉女子高等学校及び千葉県立木更津東高等学校以外
の高等学校にあつては別表のとおりとし、千葉県立千葉女子高等学校及び千葉県立木更津東高等学校に
あつては県内全域とする。

2 全日制の課程の専門教育を主とする学科（専攻科を含む。）及び総合学科並びに定時制の課程の学区
は、県内全域とする。

(入学の志願)

第3条 高等学校に入学しようとする者（以下「志願者」という。）は、次の各号に掲げる学区内の高等
学校を志願しなければならない。

(1) 志願者及び保護者（親権者又は後見人をいう。）の居住する市町村が属し、かつ、志願者の在籍
する中学校若しくは義務教育学校又は志願者の卒業した中学校若しくは義務教育学校の所在する
市町村（以下「所在市町村」という。）が属する学区

(2) 前号に掲げる学区に隣接する学区

2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育
を行う中学校に在学する者であつて当該中学校における教育と一貫した教育を行う高等学校に入学
しようとするものは、前項の規定にかかわらず、当該高等学校を志願することができる。

(転、編入学)

第4条 前条第1項の規定は、所在市町村に係る事項を除き、高等学校に転学又は編入学しようとする者
に準用する。

(志願の特例)

第5条 前2条の規定により志願すべき高等学校を決めることができない者又は特にやむを得ない事情の
ある者は、千葉県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を受けていずれかの学区内の高等
学校を志願することができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は教育長が別に定めるものと
する。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この規則は、昭和49年12月1日から施行する。

(公立高等学校通学区域に関する規則の廃止)

2 公立高等学校通学区域に関する規則（昭和31年千葉県教育委員会規則第20号）は、廃止する。

附 則（平成28年3月31日教育委員会規則第7号）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条第1項）

番号	学区名	所 属 市 町 村 名
1	第1学区	千葉市
2	第2学区	市川市 船橋市 松戸市 習志野市 八千代市 浦安市
3	第3学区	野田市 柏市 流山市 我孫子市 鎌ヶ谷市
4	第4学区	成田市 佐倉市 四街道市 八街市 印西市 白井市 富里市 印旛郡内全町
5	第5学区	銚子市 旭市 匝瑳市 香取市 香取郡内全町
6	第6学区	東金市 山武市 大網白里市 山武郡内全町
7	第7学区	茂原市 勝浦市 いすみ市 長生郡内全町村 夷隅郡内全町
8	第8学区	館山市 鴨川市 南房総市 安房郡内全町
9	第9学区	木更津市 市原市 君津市 富津市 袖ヶ浦市

県立高等学校全日制の課程普通科通学区域図

